

議案第 4 号

山都町短期滞在施設条例の一部改正について

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 9 日 提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

矢部地区の建物について、本町への移住希望者等が使用する山都町短期滞在施設として新たに追加し、当施設を管理運営するため、山都町短期滞在施設条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例

山都町短期滞在施設条例（平成25年山都町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の矢部地区の表に次のように加える。

2号棟	上寺1601番地	51.05	コンクリートブロック造平	月額 5,500
	4		屋建	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

山都町短期滞在施設条例(平成25年条例第16号)新旧対照表

現行					改正後 (案)				
別表(第2条、第9条関係)					別表(第2条、第9条関係)				
蘇陽地区					蘇陽地区				
名称	所在地	面積 (m ²)	構造	使用料(円)	名称	所在地	面積 (m ²)	構造	使用料(円)
1号棟	滝上526番地	82.5	木造平屋建	月額 16,400	1号棟	滝上526番地	82.5	木造平屋建	月額 16,400
3号棟A	〃	69.0	木造平屋建(3号棟Bの棟続き)	月額 13,000	3号棟A	〃	69.0	木造平屋建(3号棟Bの棟続き)	月額 13,000
3号棟B	〃	69.0	木造平屋建(3号棟Aの棟続き)	月額 13,000	3号棟B	〃	69.0	木造平屋建(3号棟Aの棟続き)	月額 13,000
5号棟	〃	75.0	木造二階建	月額 14,400	5号棟	〃	75.0	木造二階建	月額 14,400
6号棟A	〃	75.0	木造二階建(6号棟Bの棟続き)	月額 14,400	6号棟A	〃	75.0	木造二階建(6号棟Bの棟続き)	月額 14,400
6号棟B	〃	75.0	木造二階建(6号棟Aの棟続き)	月額 14,400	6号棟B	〃	75.0	木造二階建(6号棟Aの棟続き)	月額 14,400
清和地区					清和地区				
名称	所在地	面積 (m ²)	構造	使用料(円)	名称	所在地	面積 (m ²)	構造	使用料(円)
1号棟	米生1090番地1 2	46.37	木造平屋建	月額 22,100	1号棟	米生1090番地1 2	46.37	木造平屋建	月額 22,100
矢部地区					矢部地区				
名称	所在地	面積	構造	使用料(円)	名称	所在地	面積	構造	使用料(円)

		(m ²)									
1号棟	上寺2030番地5	83.22	木造平屋建	月額	15,200	1号棟	上寺2030番地5	83.22	木造平屋建	月額	15,200
						2号棟	上寺1601番地4	51.05	コンクリートブロック造 平屋建	月額	5,500